

泰寺に、天保八年泉州梅溪寺に、十二年豫州極樂寺に、同年同州法龍寺に、弘化二年石州永明寺に、五年越中光嚴寺等に移住し、嘉永三年六月大乗寺に入り、一住十二年、文久元年十月越中神宮寺に隠居し、慶應元年閏五月十六日七十三歳を以て寂した。

ホシンテイ 圃辛亭 金澤に於ける蕉門俳人の庵號。立花牧童先づ之を稱へ、關東門の松菊を経て、甘谷・巴石・柳菴相襲いだ。

ホソカハ 細川 珠洲郡飯塚領山から流出し、正院領で海に入る。流程二軒七許。

ホソカハウソウ 細川雲峰 鹿島郡金丸の人。通稱仁平。家世々農を業としたが、雲峰は山崎雲山に詩を學び、山水花鳥を得意とした。明治九年歿、齡六十五。

ホソキガンシ 細木岸正 鳳至郡曾良の俳人。通稱は坂東氏、諱は宗久、所居を也足軒というた。文政十二年十一月廿六日歿。享年不詳であるが八十六歳と書いたものがある。その著に去來文・都の花めぐりがある。

ホソグチ 細口 鹿島郡矢田郷に屬する部落。

ホソダ 細田 鳳至郡下山の内の小字。

ホソツボ 細坪 江沼郡西ノ庄に屬する部落。江沼志稿に、昔一村故ありて越後に赴き新田を拓いたが、その時居残つた明觀・朋丸二人の屋敷跡といふものが今に存すると記する。

ホソツボガハ 細坪川 江沼郡細坪領瀧谷から出で、熊坂・大聖寺山田町領を経て大聖寺に至り、三枚橋の下で大聖寺川に注ぐ。

ホソノ 細野 鳳至郡波志借の内の小字。
ホソノイシ 細野石 鳳至郡波志借から産

する石材。安山岩質凝灰岩で、黒色輝石・白色斜長石・粒状玻璃長石等を凝結した寧ろ集塊岩に近く、硬くして脆い。

ホソノウタノスケ 細野雅樂助 祿千石。元和元年大坂役に出陣し、五月七日舟を乗りさまに大身の鎗にて、ちりげの頸の上から胸の中まで突かれ、鎗の穂首が折入つたので、家人等昇き歸つたが、十六日死亡した。子九郎右衛門は七百石を受け、寛永十六年富山侯の從臣となつて子孫連綿し、同じく分家細野糖赤も三百石で富山藩に遣はされた。

ホソヤ 細屋 鳳至郡三井郷に屬する部落。
ホソヤ 細屋 珠洲郡正院郷に屬する部落。天正五年三月十五日附上杉謙信の飯田與右衛門に與へた知行所には細谷村としてゐる。

ホソキヤザエモン 細井彌左衛門 天正十三年前田利家に仕へて百俵を受け、同年四月鳥越城攻撃の時奮戦し、越將倉智猪之助を討取り、次いで知行百五十石を興へられた。寛永八年歿。子孫世々藩に仕へる。

ホダイ 菩提 江沼郡那谷谷に屬する部落。菩提紀聞に、此の村に花山院の御陵があつて、昔より登ることを禁ずるとあるが、虚説である。或はいふ。古へこに菩提寺といふがあらつたから邑名が起つたと。又菩提紀聞に、菩提村と那谷村との境に實盛の首塚があり、寺屋敷の跡であると記する。

ホダイゴエ 菩提越 江沼郡菩提村から能美郡若荷谷に至る峠。高さ三三四米。

ホダイジ 菩提寺 河北郡英田に屬する部落。寶曆の調書に、この村領山から切石を出す、岩石の類であると記する。↓ホダイジイシ 菩提寺石。

ホダイジイシ 菩提寺石 河北郡菩提寺から産する石材。輝石安山岩質凝灰岩で、黝黄綠色石基中に白色斜長石の隙を混じり、稍硬い。

ホダイシヤマ 菩提寺山 河北郡菩提寺部落の西に在つて、高さ二四二米、地質第三紀層。山頂の廢墟を堂屋敷といひ、古へ菩提寺のあつた所で、石塔一基・塚三封今も尙存する。

ホタモチマツリ 牡丹餅祭 江沼郡大聖寺の山下神社で四月・十月の十六日に行ふ例祭をいふ。氏子等互に牡丹餅を贈答するが故に名づける。

ホタルイシ 螢石 羽咋郡寶達山の中腹長澤と稱する谷に産する。この螢石は、寶達山を構成する花崗閃綠岩の裂隙を充填して、單獨に鱗脈をつくるもので、弗化石灰を溶解した螢泉の沈澱により生じたのである。

ホタルノヒカリ 螢の光 ↓ネザメノホタル 寢覺の螢。
ホツカイノライチヨウ 渤海の來朝 (一) 航路―渤海は東京龍原府を出で、海口佐利賀津から發船したが、その航路常に一定不變なることを得ず、西は長門を初め、出雲・但馬・越前・加賀・能登・佐渡から、東は出羽に至る間の廣汎なる日本海岸に來著し、時としては蝦夷に來著したことさへもある。是を以て朝廷は常に彼等に對して太宰府に著すべきことを嚴命し給うたに拘らず、尙且つ北陸に著岸することの多かつた理由は、彼等が自由に航路を選擇すること困難で、潮流風位の支配を受けねばならなかつたのみならず、亦その航路を誤つた如く伴つて、故らに捷路を取つたにもより、又能登が遠く海上に斗出するから、

之を目標とするの便宜があつたにもよると思はれる。かくて北陸著船の頻繁なるに及び、朝廷も終にその事情を察して之を承認するに至つたものゝ如く、能登・加賀二國は、越前と共に渤海交通史上重要な地位を占めることになつた。

(二)越前と渤海―渤海來朝は神龜四年に初るが、こは加賀・能登と没交渉である。次いで淳仁天皇天平寶字二年九月八日小野朝臣渤海より歸り、彼の大使楊承慶以下廿三人之に従うて來朝したので、越前國に安置したとあり、當時加賀は越前に屬して居たが、その著船の地が後の加賀であつたか否かを知らぬ。此の時楊承慶の寫した表文には、國王大欽茂自ら高麗王と稱してゐる。蓋し大氏はもと高麗から出た故であらう。是より後國史に屢渤海と高麗とを混同する。

(三)王新羅の來朝―天平寶字五年十月廿二日武藏介高麗朝臣大山を遣高麗使とした。發船の所は詳かでないが、大山は海上病を發し、佐利賀津に到つて卒した。六年十月一行は伊吉連益麻呂に率ゐられて歸り、渤海國使王新羅も之に従うた。因つて越前國加賀郡に安置せしめた。こはその郡家をして供給接待せしめたのであらう。十二月廿五日王新羅の入京を許され、七年二月廿日歸蕃の途に就いた時、朝廷は左兵衛佐板振兼束を送還の任に當らしめた。然るに駕船の構造が良くなかつたので、送使判官平群越麻呂等請うて之に修理を加へ、次いで兼束を船師として發遣し、王新羅を送らしめた。

(四)壹萬福の漂著―光仁天皇寶龜二年六月廿七日渤海國使壹萬福等出羽國能代渡に著した